

令和5年4月版

名古屋市「住まいの相談コーナー」

住まい・空き家利活用の相談

～安いで豊かな住生活のために～



名古屋市では、栄地下街に「住まいの相談コーナー」を設置して、住まい・空き家利活用に関するご案内・相談受付を行っています。

電話：052(242)4555

- ・ご案内 各種制度や相談窓口のご案内、高齢者向けの民間賃貸住宅などの情報提供、名古屋市「民間木造住宅無料耐震診断」「耐震相談員派遣制度」の申込受付
- ・相談受付 各種団体から派遣された専門家による特別相談（事前予約制）次頁をご覧ください

（適切な管理が行われていない空き家については、区役所地域力推進室・スポーツ市民局地域振興課へご相談ください）

特別相談 ～対面による無料相談を事前予約制により受け付けています～

市民の皆様が問題を自ら解決するために、各種団体から派遣された専門家等が相談員となって課題を整理し、役立つ知識や情報をご提供します。

住まいの売買・賃貸借、新築・修繕・リフォーム・大規模改修、相続、管理などについて、よく分からないこと、疑問に思うこと、助言が欲しいことがあったら…

事前予約

電話 052(242)4555
又は来場によりご予約
問題の内容に応じて、
下欄の相談区分から選
択してください

対面相談の実施

相談場所
住まいの相談コーナー
相談時間
予約時刻から1時間以内
(法律相談は30分以内)

解決に向けて行動

相談で得た知識や情報
を参考にして、問題の
解決に向けて動き出し
ましょう！

- ・相談内容のメモや参考資料、図面等を相談当日にご持参いただくと、より円滑に相談を進められます。
- ・予約時刻から15分経過しても来場されない場合は、予約をキャンセルさせていただくことがあります。
- ・状況の変化等がないままでの、同一の内容による複数回にわたる相談はご遠慮ください。

相談区分	内容	相談員	相談日等(原則)
税金相談	住宅(土地・建物)の新築、増改築、売買、相続などに関する税金について	名古屋税理士会に所属する税理士	第2月曜日
住まいの法律相談	住宅(土地・建物)の借地借家、売買、建築請負、相続などに関する法律について	愛知県弁護士会に所属する弁護士	第2日曜日 第4月曜日 午後1時～午後3時
登記・契約・相続相談	住宅(土地・建物)の権利関係の登記、契約、相続などに関する手続について	愛知県司法書士会に所属する司法書士	第3水曜日
住宅取引相談	住宅(土地・建物)の売買や賃貸借などの宅地建物取引について	公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会に所属する宅地建物取引士	第1水曜日
設計相談	住宅(建物)の建築・大規模改修・耐震化の検討、費用の見積り、施工などに関する技術的な相談について	公益社団法人愛知県建築士事務所協会に所属する建築士	第2金曜日
リフォーム相談	住宅(建物)のリフォームや修繕の検討、費用の見積り、施工などに関する技術的な相談について	名古屋市長改築相談連絡協議会から派遣された増改築相談員	第1金曜日 第3日曜日
分譲マンション管理相談	分譲マンションの管理組合の運営、管理規約や長期修繕計画の見直しなどについて	マンション管理推進協議会から派遣されたマンション管理士	毎週火曜日 第1日曜日
マンションライフサイクルシミュレーション相談	分譲マンションの建物規模、築年数などに応じた「平均的な大規模修繕工事費用」、今後40年間の「修繕積立金の負担額」「修繕積立金会計の収支」の試算等	独立行政法人住宅金融支援機構の職員	毎月最終火曜日 (5月開始) 午前10時～12時 【予約受付は1週間前の月曜日まで】
民間賃貸住宅入居相談	高齢者、障害者、所得の少ない方など住宅確保に配慮を要する方を受け入れる民間賃貸住宅の住まい探しについて	住まいサポートなごやから派遣された相談員	第1月曜日 第2土曜日 第3金曜日 第4金曜日

相談窓口の場所・時間・定休日・特別相談の予約方法等は、以下のとおりです。

場所	栄市民サービスコーナー 「住まいの窓口」内 名古屋市中区栄三丁目5番12号先 栄・森の地下街南四番街 南側	
時間	午前10時～午後7時 ※特別相談は午後1時～午後4時 (住まいの法律相談及びマンションライフ サイクルシミュレーション相談を除く。)	
定休日	毎週木曜日、第2・4水曜日 及び年末年始	
特別相談の 予約方法	<ul style="list-style-type: none"> 相談を希望する月の前月1日(同日が定休日の場合は1日以降の営業日)から、住まいの相談コーナーでご予約(電話又は来場)を先着順で受け付けています。 市内在住・在勤・在学の方(分譲マンション管理相談は県内の方)が対象です。 相談の予約をキャンセルされる場合には、必ず事前にその旨をご連絡ください。 	

相談窓口の定休日・特別相談の実施日は、以下のカレンダーをご確認ください。

税：税金相談 法：住まいの法律相談 登：登記・契約・相続相談 住：住宅取引相談 設：設計相談
リ：リフォーム相談 マ：分譲マンション管理相談 民：民間賃貸住宅入居相談 休：定休日

※㊦は、マンションライフサイクルシミュレーション相談及び分譲マンション管理相談の実施日です。

令和5年						
4月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
マ	民	マ	住	休	リ	民
9	10	11	12	13	14	15
法	税	マ	休	休	設	
16	17	18	19	20	21	22
リ			登	休	民	
23	24	25	26	27	28	29
			休	休	民	
30						
5月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	民	マ	休	休	リ	
7	8	9	10	11	12	13
マ	税	住	休	休	設	民
14	15	16	17	18	19	20
法		マ	登	休	民	
21	22	23	24	25	26	27
リ	法	マ	休	休	民	
28	29	30	31			
		㊦				
6月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
				休	リ	
4	5	6	7	8	9	10
マ	民	マ	住	休	設	民
11	12	13	14	15	16	17
法	税	マ	休	休	民	
18	19	20	21	22	23	24
リ		マ	登	休	民	
25	26	27	28	29	30	
		㊦	休	休		
7月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
マ	民	マ	住	休	リ	民
9	10	11	12	13	14	15
法	税	マ	休	休	設	
16	17	18	19	20	21	22
リ	㊦	マ	登	休	民	
23	24	25	26	27	28	29
		㊦	休	休	民	
30	31					
8月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		マ	住	休	リ	
6	7	8	9	10	11	12
マ	民	設	休	休	民	
13	14	15	16	17	18	19
法	税	マ	登	休	民	
20	21	22	23	24	25	26
リ		マ	休	休	民	
27	28	29	30	31		
		㊦	休	休		
9月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					リ	
3	4	5	6	7	8	9
マ	民	マ	住	休	設	民
10	11	12	13	14	15	16
法	税	マ	休	休	民	
17	18	19	20	21	22	23
リ	㊦	マ	登	休	民	
24	25	26	27	28	29	30
		㊦	休	休		
10月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	マ	民		住	休	リ
8	9	10	11	12	13	14
法	㊦	マ	休	休	設	民
15	16	17	18	19	20	21
リ	税	マ	登	休	民	
22	23	24	25	26	27	28
		㊦	休	休	民	
29	30	31				
		㊦				
11月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			住	休	リ	
5	6	7	8	9	10	11
マ	民	マ	休	休	設	民
12	13	14	15	16	17	18
法	税	マ	登	休	民	
19	20	21	22	23	24	25
リ		マ	休	休	民	
26	27	28	29	30		
		㊦	休	休		
令和6年						
12月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					リ	
3	4	5	6	7	8	9
マ	民	マ	住	休	設	民
10	11	12	13	14	15	16
法	税	マ	休	休	民	
17	18	19	20	21	22	23
リ		マ	登	休	民	
24	25	26	27	28	29	30
		㊦	休	休	民	
31						
休						
1月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		休	休	休	リ	6
7	8	9	10	11	12	13
マ	民	マ	休	休	設	民
14	15	16	17	18	19	20
法	税	マ	登	休	民	
21	22	23	24	25	26	27
リ	法	マ	休	休	民	
28	29	30	31			
		㊦				
2月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
				休	リ	
4	5	6	7	8	9	10
マ	民	マ	住	休	設	民
11	12	13	14	15	16	17
法	㊦	マ	休	休	民	
18	19	20	21	22	23	24
リ	税	マ	登	休	民	
25	26	27	28	29		
		㊦	休	休		
3月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					リ	
3	4	5	6	7	8	9
マ	民	マ	住	休	設	民
10	11	12	13	14	15	16
法	税	マ	休	休	民	
17	18	19	20	21	22	23
リ	登	マ	休	休	民	
24	25	26	27	28	29	30
		㊦	休	休		
31						
休						

「住まいの窓口」には、市営住宅、定住促進住宅、市公社住宅、県営住宅及び県公社住宅への入居に関する案内窓口も設置されていますので、あわせてご利用ください！

各種団体の電話相談窓口（相談料無料）

以下の団体では、住まい・空き家利活用に関する市民向けの電話相談窓口を設置していますので、ご相談の目的や内容などに合わせてご活用ください。

（通話料は、フリーダイヤル0120を除き、相談者のご負担となります。）

団体名称・所在地	窓口名称・電話番号	相談内容	相談日・時間帯
名古屋税理士会 千種区覚王山通 8-14 税理士会ビル 4 階	税務相談室 052(752)7211	一般的な税務に関する こと	第 1～第 4 火曜日 13:30～16:30 ※祝日、お盆、年末年始等 を除く ※受付は16:00まで
愛知県司法書士会 熱田区新尾頭 1-12-3 愛知県司法書士会館	登記・相続電話ガイド 050(3533)3707	住宅（土地、建物）の登 記・契約・相続や賃貸借 に関する紛争など ※法律相談は紛争の価 額が 140 万円以下の 民事事件に限ります	毎週月曜日～金曜日 10:00～13:00 ※祝日、夏季休暇、年末年 始を除く
公益社団法人 愛知県宅地建物取引 業協会 西区城西 5-1-14 愛知県不動産会館	不動産無料相談所 052(523)2103	住宅（土地・建物）の売 買や賃貸など	毎週月曜日～金曜日 10:00～12:00 13:00～15:00 ※祝日等を除く
	空き家総合相談窓口 052(522)2567	空き家の売買、賃貸、管 理、解体、住宅診断など	毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00 ※祝日等を除く
公益社団法人 全日本不動産協会 愛知県本部 中区栄 5-27-14 朝日生命名古屋栄ビル 4 階	空き家相談窓口 052(243)9339	空き家の適正管理や活 用（賃貸・売買）、解体 など	毎週月曜日～金曜日 10:00～16:00 ※祝日等を除く
公益社団法人 愛知建築士会 中区栄 2-10-19 名古屋商工会議所ビル 9 階	建築相談 052(201)2201	住宅改善や新築・増改築 の技術的な相談	毎週金曜日 10:00～12:20 ※祝日、お盆、年末年始を 除く ※相談日の 1 週間前まで にお申し込みください
愛知県土地家屋調査 士会 西区新道 1-2-25	愛知県土地家屋調査 士会（無料相談所） 052(586)1200	住宅の表示に関する登 記、土地境界の調査・確 認・紛争解決・登記	毎週水曜日 14:00～17:00 ※祝日等を除く ※事前にお申し込みくだ さい
公益社団法人 愛知共同住宅協会 中区橘一丁目 26-18	見守り大家さん相談 ヘルプライン つなく おおやさん 0120(279)083	高齢者、障害者、所得の 少ない方など住宅に困 窮する方の住まいの確 保や入居者の事が心配 な大家さんの支援	毎週月曜日～金曜日 10:00～16:00 ※祝日等を除く

〔発行日〕 令和 5 年 4 月 1 日

〔発行元〕 名古屋市住宅都市局住宅部住宅企画課
電話 052(972)2942

